

舞鶴市文化財保存活用地域計画

【概要版】

令和3年3月

舞鶴市

1. 舞鶴市文化財保存活用地域計画作成にあたって

背景・目的

- ◆市内には重要文化財、日本遺産、世界記憶遺産等日本を代表する歴史文化遺産が多数
- ◆その他にも寺社仏閣・祭礼芸能や伝統行事、古民家、漁業集落の景観等地域に息づく歴史文化遺産が残る

- ・平成24年(2012)文化庁長官表彰
- ・平成27年(2015)世界記憶遺産登録
- ・平成28年(2016)日本遺産認定
- ・平成29年(2017)日本の20世紀遺産選定

一方で

過疎化・少子高齢化による担い手の減少などから、歴史文化遺産を次世代に継承していくことが困難に

平成30年3月「舞鶴市歴史文化基本構想」策定 歴史文化遺産の総合的な保存・活用のためのマスタープラン

平成30年6月 文化財保護法改正「文化財保存活用地域計画」を規定(平成31年4月施行)
市町村における文化財の保存・活用に関するアクション・プラン
構想を発展させ、法律に位置付け、具体的な事業計画(措置)を明記したもの

構想から計画へ

目的

歴史文化遺産の保存・活用に地域社会総がかりで取り組み、ふるさとに対する誇りと愛着の醸成、いきいきとしたまちづくりを深化させることを目的として、「舞鶴市文化財保存活用地域計画」を作成します

位置づけ

- ◆上位計画や関連計画に基づき、京都府文化財保存活用大綱と整合を図り、舞鶴市における歴史文化を活かしたまちづくりのため長期的な保存・活用の方向性を示すマスタープランであり、具体的な事業を示すアクション・プランとして位置付けます

上位計画

- 「第7次舞鶴市総合計画 基本構想」(計画期間:2019~2026年度)
- 「第7次舞鶴市総合計画 前期実行計画」(計画期間:2019~2022年度)
- 「第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(計画期間:2020~2024年度)
- 「舞鶴市人口ビジョン」(計画期間:2020~2024年度)
- 「舞鶴市文化振興基本計画」(計画期間:2017~2022年度) 等

都道府県の大綱

- 「京都府文化財保存活用大綱」
(令和2年策定)

関連計画

- 「舞鶴市教育振興大綱」(計画期間:2019~2022年度)
- 「第3次舞鶴市都市計画マスタープラン」
(計画期間:2018~2028年度) 等

歴史文化を活かしたまちづくりのためのマスター・プラン、アクション・プランとして歴史文化の側面から各施策の推進を支える

整合

関連

舞鶴市文化財保存活用地域計画

「文化財」と「歴史文化遺産」

- ◆本計画では、「歴史文化遺産」を地域の風土を基盤として、先人の営みを今に伝えるもの、市民の精神的な拠り所となるものであるとともに、市民が未来へ向かって活用継承するものと定義

「文化財」<「歴史文化遺産」

指定等文化財を含め、先人によって生まれ、現代に伝えられた歴史的・文化的・自然的遺産(一体となって価値を形成する周辺環境を含む)



※指定等文化財:文化財保護法令に基づく指定・登録・選択・選定の文化財

計画期間

- ◆計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします
- ◆前期5年経過時に自己評価・見直しを実施し、後期5年の事業計画に必要な更新・修正を加えます

2. 舞鶴市の歴史文化遺産の特徴

指定等文化財の現状

- ◆長い歴史のなかで舞鶴市には多くの歴史文化遺産が生まれ、行政・大学等の研究機関による調査の結果、価値が認められ文化財保護法令に基づき指定等を受けた文化財は243件

舞鶴市指定等文化財件数一覧（令和3年3月1日現在）

区分	国				府					市		合計
	指定	登録	重要美術品	計	指定	登録	暫定登録	環境保全地区	計	指定	計	
件数	23	20	2	44	22	17	38	3	80	118	118	243

舞鶴市の歴史文化遺産の特徴

- ◆浦入遺跡で発見された縄文時代前期の丸木舟、日本海交易で発展した田辺の城下町、雄島参り等海にまつわる祭礼・伝統行事、海軍鎮守府設置にともなう都市インフラの整備、海外からの引き揚げの記憶
- ◆舞鶴市は、長い時間をかけて人々が守り、育ててきた歴史文化と、近代に海軍鎮守府のまちとして新しい都市の創造と最新の技術によって発展した歴史文化が両極となり、複数の核をもつ複眼都市として発展

【舞鶴市の歴史文化の特徴】

海とともに生き、海に祈り、海とともに発展した
海洋の歴史文化



歴史文化を特徴づける6つのテーマ（関連文化財群）

- ◆海からはじまり、海へとつながる舞鶴市の個性と、特色づける歴史文化遺産をストーリーごとに関連づけ、まとめると以下の6つのテーマがあげられます

（1）多様な自然に育まれた歴史文化

オオミズナギドリ繁殖地である冠島、希少鳥類の繁殖地である沓島、オオキンレイカ等の希少植物の生育する美しい山容の青葉山など太古の海からつながる舞鶴帯に起因する山や谷の環境に適応した多様性の高い自然が育ててきた歴史文化

（2）人と海との関わりが息づく歴史文化

縄文時代の浦入遺跡出土丸木舟等、大陸との文化交流を根底に、吉原や成生などの特徴的な漁業集落の景観、雄島参り・吉原の万灯笼・小橋の精霊船行事等の祭礼・民俗行事、海産物や加工品など古代から現代へと続く豊かな海の恵みを余すことなく活かし、拓いてきた歴史文化

（3）山と里の信仰と交流が培った歴史文化

松尾寺や金剛院の美術工芸品、各地域に残る寺社仏閣の建築、祭礼芸能、地藏盆・虫送り等の年中行事、里の豊かな農産物と食文化など山と里の信仰と祭りを今日に伝えてきた歴史文化

（4）田辺城下町と里によって形づくられた歴史文化

海に面した城下町としての歴史を伝え、関ヶ原の前哨戦となった田辺籠城の舞台となった田辺城、日本海海運とともに発展をとげた高野川沿いの商家群、芸屋台などの町衆文化など、近世の陸と海の交流から生まれ花開いた歴史文化

（5）舞鶴鎮守府開庁によって築かれた歴史文化

旧海軍舞鶴鎮守府開庁を契機に造られた赤れんが倉庫群などの建造物、鉄道関連のトンネル・橋梁等の構造物、近代水道技術を導入した水道施設、新たに整備された中・東舞鶴の市街地等、日本の近代を支え、現代まで継承されてきた近代化遺産や肉じゃがをはじめとした海軍ゆかりの食文化が織り成す歴史文化

（6）引揚者を迎え入れた歴史文化

第2次世界大戦後、海外に残された多くの日本人引揚者を受け入れ、大陸で苦労を重ねた同胞を温かく迎え入れ、戦争の悲惨さと平和への祈りを今日に伝える歴史文化

3. 歴史文化遺産の保存・活用に関する基本理念・方針

保存・活用に関する課題

探る・学ぶに関する課題

- ▼歴史文化遺産の継続的調査が必要
- ▼祭礼・民俗芸能・伝統行事等の価値の継承が困難となっている
- ▼舞鶴らしきまちなみや文化的景観、鎮守府関連歴史文化遺産群等の詳細調査が必要
- ▼歴史文化遺産の担い手育成のための価値を学ぶ機会の確保が必要
- ▼子どもたちによる地域発見の取り組みの継続

活用に関する課題

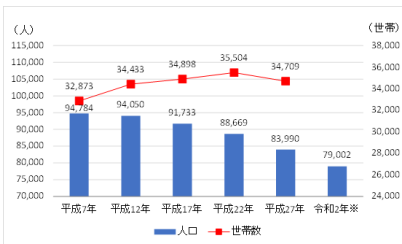
- ▼日本遺産・世界の記憶・20世紀遺産等のブランド力のさらなる活用
- ▼赤れんが倉庫群・田辺城周辺の活用のための総合的な整備
- ▼歴史的建造物の消滅、自然遺産の荒廃
- ▼周遊ルート・アクセス手段の開発・検討が必要
- ▼観光プロモーション・情報発信の拡充
- ▼魅力発信のための案内・誘導・解説ソールの更新

保存・防災に関する課題

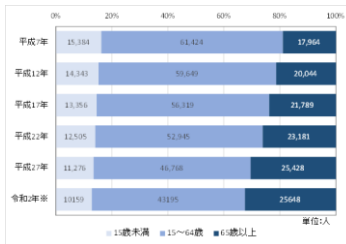
- ▼指定等文化財の適切な保存
- ▼未指定文化財の掘り出しと保存に向けた取り組みの拡充が必要
- ▼保存・修理のための財源確保
- ▼歴史文化遺産の担い手となる地域社会の維持
- ▼子どもたちによる魅力継承の取り組みの継続
- ▼近現代資料の劣化、市所蔵資料保管場所の確保
- ▼自然災害・人災等による喪失・盗難の懸念

体制づくりに関する課題

- ▼専門的人材の配置・拡充
- ▼保存・活用に関心する市民・団体の活動の支援体制が不十分
- ▼地域による見守り活動の継続が必要
- ▼未指定文化財保全のための新たな制度的な枠組みが必要
- ▼様々な市民との協働や庁内連携が十分でない
- ▼広域連携・専門家との連携推進が必要



人口減少



少子・高齢化



自然災害

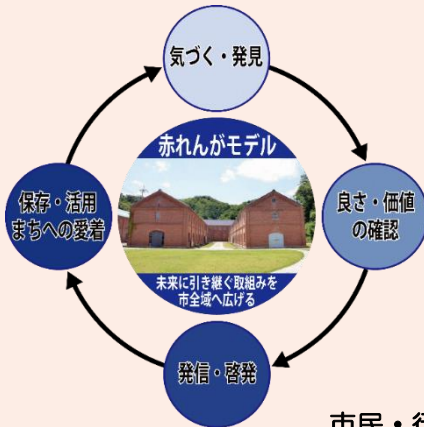


調査の継続

基本理念

「赤れんがモデル」

かつては価値が見出されなかった赤れんがに市民自らが価値を発見、確認し、外部発信、保存活用を通じて愛着の醸成、まちの賑わいの創出に成功



「赤れんが」から舞鶴市全域へ

「舞鶴モデル」



市民・行政・専門家の連携・協働

舞鶴市全域への波及

基本理念

歴史文化の魅力を探り、学び、活かし、引き継ぐ

多様な歴史文化遺産を群として保存・活用
「舞鶴モデル」の深化

基本方針

基本方針

1 歴史文化の魅力を探る・学ぶ

○継続的な学術調査の推進 ○祭礼等の記録作成 ○未指定の歴史文化遺産把握調査の実施 ○市民を巻き込んだ文化財把握体制の構築 ○ふるさと学習の充実 ○地域学事業の継続的实施 ○伝統文化の担い手育成

基本方針

2 歴史文化の魅力を活かす・発信する

○歴史文化遺産を活用した観光振興 ○歴史的建造物の活用 ○市民活動の拡充 ○周遊ルートの開発 ○農林水産業6次産業化 ○歴史文化ストーリーの構築・発信 ○案内板等の整備 ○シティプロモーションの拡充 ○資料館連携による情報発信強化

基本方針

3 歴史文化の魅力を引き継ぐ

○歴史文化遺産の確実な保存 ○保存事業の適切かつ計画的な実施 ○新たな指定等の推進 ○歴史文化遺産のデータベース化・情報検索サイトの構築 ○大規模災害に備えた体制の構築と防災施設の整備

基本方針

4 歴史文化の魅力を保存・活用する仕組みをつくりだす

○専門的人材の確保 ○まちづくり活動の支援 ○地域による見守り活動の支援 ○新たな保護制度・仕組みづくりの検討 ○多様な主体との連携促進 ○庁内連携事業の実施 ○国際交流の推進

基本方針

5 歴史文化ストーリーを構成する関連文化財群の保存・活用を進める

○「多様な自然に育まれた歴史文化」 ○「人と海との関わりが息づく歴史文化」 ○「山と里の信仰と交流が培った歴史文化」 ○「田辺城下町と里によって形づくられた歴史文化」 ○「舞鶴鎮守府開庁により築かれた歴史文化」 ○「引揚者を迎え入れた歴史文化」

歴史文化遺産の保存と活用に関する措置（抜粋）

方針1-1 歴史文化の魅力を探る 旧舞鶴鎮守府関連文化財群の総合調査 祭礼芸能・伝統行事等の記録作成 特徴的な漁業集落のまちなみ・文化的景観調査 引揚関係資料調査の継続と展示内容の更新 など	方針3 歴史文化の魅力を引き継ぐ 舞鶴引揚記念館収蔵資料保存活用計画の改定 赤れんが周辺の景観づくり 重要文化財赤れんが倉庫群等耐震補強・修理工事 自然環境保全活動団体等への支援 伝統文化等の復活 引揚記念館語り部の育成 近現代資料の保存の推進 引揚体験の記録保存 平和学習誘致の継続 など
方針1-2 歴史文化の魅力を学ぶ 田辺城ガイド養成講座の拡充 平和学習教材の開発 伝統文化の担い手育成 など	方針4-1 歴史文化を保全・活用する体制を構築する 歴史文化遺産の調査研究・保存・活用に係る専門的人材の確保 地域による歴史文化遺産の見守りの継続的維持 「舞鶴市市民遺産制度（仮称）」の創設 など
方針2-1 歴史文化の魅力を活かす 日本遺産構成文化財活用のための環境整備 赤れんが倉庫群の展示拡充 田辺城周辺の魅力発信 糸井文庫活用事業 など	方針4-2 多様な主体との連携により広がりある事業を展開する 多様な市民との協働事業の展開 関係各課との連携事業の実施 まちづくり団体との連携促進 大学等との連携の持続的推進 など
方針2-2 歴史文化の魅力を情報発信する 関連文化財群の歴史文化ストーリーの発信 体験学習推進による観光対応 歴史的建造物の新たな活用機会の創出 資料館等の連携による情報発信・展示解説手法の開発 など	

4. 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

◆ 庁内連携の推進

庁内の関係部署と目標を共有しつつ相互に連携を強化します

◆ 市民・団体との連携の推進

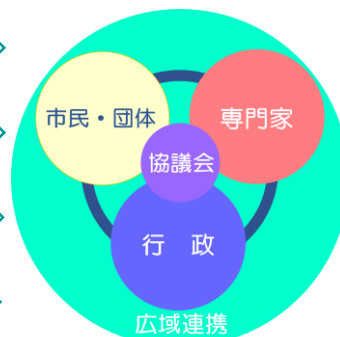
所有者・地域住民・団体等の連携・協働を推進します

◆ 外部の専門家との連携の推進

大学等に所属する外部の専門家との連携・協働を推進します

◆ 広域連携の推進

国内外の関係機関との連携・協働を推進します



協議会

文化財保護法第183条の9の規定に基づき本計画の推進組織として「舞鶴市文化財保存活用地域計画協議会」（仮称）を設置します